国保料（税）収納率向上に向けて

―国保制度を崩壊させないために― 第2回

厚生労働省国民健康保険
収納率向上アドバイザー　**堀　博晴**

プロフィール
堀　博晴（ほり　ひろはる）
ヤフー株式会社コンシューマ事業統括本部官公庁担当
昭和42年江戸川区役所に入都。
東京都総務局小笠原支庁、同和対策部、災害対策部、主税局足立都税事務所整理第二課長、新宿都税事務所整理第二課長、練馬都税事務所納税課長、課税部軽油特別調査室副参事、徴収部機動整理課長、徴収指導室長を歴任し、平成17年4月より現職。
機動整理課長の時、全国で初めてのインターネット公売を実施し成果を上げる。「ネット公売を全国に広げたい」と、自らヤフーのスタッフ募集に応募する。インターネット公売の説明に全国の自治体を飛び回る。著書には、「インターネット公売のすべて」（ぎょうせい）、「自治体増収大作戦―インターネットが変えた―」（ぎょうせい）がある。

前回7月号では、収納率向上のためには、納付（納税）に誠意のない滞納者に対して差押えの実施が不可欠であることをお話しました。今回は、滞納整理のあり方について、実例を交えて具体的に述べたいと思います。

滞納したら差押えが当たり前の自治体に

私は、財産がなく支払えない人から無理やり取るような苛斂誅求（かれんちゅうきゅう）なことを求めているわけではありません。払えるのに払わない滞納者を許してはいけないといいたいのです。

そういう人を許さないためには、滞納整理でもっとも大切で重要な仕事である財産調査をキチンとやることだと思います。

財産調査もせず滞納者の話だけを鵜呑みにして分納額を決める。しかも新規発生に追いつかない。これでは、払う意思があれば少額でもいいですよと認めたようなものです。

キチンとした財産調査を行い、財産が見つかれば差押え、なければ停止処分にする。この見極めを早めにすることが大切だと思います。

人によっては爪に火をともしながら毎月支払ってくれる人もいれば、払えるのに支払わない人もいます。その見極めが大切だといいたいのです。

そして、払えるのに払わない滞納者に対しては果敢に差押えなり捜索を行っていくべきだと思います。

また、預金や動産の差押えをするのに首長や管理職から決裁をもらってからでないとできないという話を良く聞きます。預金を発見したらその場で徴収（税）吏員の印鑑で差押えるべきです。いちいち決裁をもらいに帰っていれば他の機関に先を越されるかもしれません。

法律には「徴収（税）職員は・・財産を差押えなければならない」とされ、徴収（税）職員であれば自ら差押えることができます。差押えは先着手なのですから、一刻も早く差押えることを奨励する意味でも決裁は後回しにすべきだと考えます。

そうしなければ、収納率アップは望めないどころか活力のない職場になってしまうことでしょう。

また、職員がせっかく差押えてきたのに滞納者からの解除要求に安易に屈してしまうなどの話も同じです。

滞納者の票を当てにしなければ当選しない首長や議員のことばかりを気にしたり、滞納者に怒鳴られるのがいやな管理監督者の下では、職員は絶対に差押えをやらなくなります。

職員が法律に基づいて差押えてくるのは本来業務であって、至極当たり前の話なのです。法律には滞納をしたら差押えなければならないと書かれているのです。

課税するときは法律等に基づいてきちっと課税する。課税に限らず、役所の仕事は法律や条例どおりに公平にやられていることがほとんどですが、こと滞納整理となるとなぜ法律どおりにやらないのか。不思議な現象です。

一般的には、滞納となった事案には催告書を出したり電話催告をしたりなど、ある程度自主的に支払う機会を滞納者に与えています。ここまでは私も必要だと思いますが、支払い約束を破ったり、納付（納税）交渉にも応じない滞納者には、財産があれば即刻差押えるべきだと思います。

こんなとき、首長をはじめとする管理監督者は差押えに対して腹をくくってもらいたいと思います。

そして滞納したら差押えられるのが当たり前の自治体に一日も早くすることが大切なことだと思います。

知恵を出し合って

これからの時代は、頭数で勝負する時代ではありません。

むしろ職員の皆さんが知恵を出し合って、本来の意味での能力で勝負する時代が到来したと考えます。いうならば「地方自治体における少数精鋭の時代」とでもいえるでしょうか。

いま行政に求められることは、職員の皆さん一人ひとりが自分の職務について、一生懸命どうしたら効率的・効果的な仕事ができるかを考えることだと思います。

そして良い方法があれば失敗を恐れず果敢にチャレンジしていくことが大切だと思います。

例えば、「インターネット公売」を平成16年7月に開始したことで、納付（納税）交渉に変化が出てきました。ニュース等で「インターネット公売」を知った滞納者が物納よろしく「これを売ってくれ」と動産をもってくるようになったり、納付（納税）交渉で「何か売るものありませんか」と職員が言えるようになりました。

インターネット公売を考えたのもひとつの知恵であります。知恵といえば、平成17年6月に埼玉県が初めて「タイヤロック」を導入し、これが全国に広がっていますが、これを考えた職員も相当の知恵者だといえるでしょう。

さらに、大阪の富田林市ではおそらく全国で初めての「バイク一斉差押え」を平成17年11月に行いました。軽自動車税と他の税（料）滞納している人に「差押予告」を一斉に出し、納付（納税）に応じなかった滞納者をリストアップし放置自転車の取り締まりに使っているリフト付きトラックを先頭に一斉にバイクを差押えたのです。特筆すべきは差押えたバイクの中に国保料の滞納による差押えがあったことです。人数の少ない市では納税部門と国保の収納部門が協力してこの事業を成し遂げ成果を上げました。

知恵とは少し違いますが、佐世保市の国保が徹底した財産調査、滞納処分を行うことによって、平成16年度88.29％だった一般現年度の徴収率は88.92、90.20、90.65％と毎年上昇し、平成20年度にはついに91.05％と調整交付金減額が解除になり、平成21年度も90.77％と90％を超え2年続けて減額を免れたことを知りました。

全国の徴収率が軒並み下がっている中での快挙です。NHKの「あさイチ！」という番組で佐世保市の豊原課長が差押えた自動車を前に笑顔でコメントをしている姿を拝見し国保制度はまだまだ崩壊しないという気持ちにさせてくれました。

収納（徴収）部門には、まだまだ知恵を出せばいろいろな「策」があると思います。

人員削減や一人当たりの持ち件数が多いなどと嘆いているのではなく、こういう現状で仕事ができることをチャンスとして捉え、失敗を恐れず、前向きな姿勢を常に持っていただきたいと思います。

いずれにしても、収納率を向上させるには差押えが一番です。そして、おらが自治体ではそこまでやるようになったのだ、と住民の方々に知ってもらうことが大切だと思います。最初は苦情の客が多いと思いますが続けていくことで必ずその苦情が減ってくることでしょう。（続きは平成24年3月号に掲載します。